

# いぬ どうろく きょうけんびょう よ ぼうちゅうしゃ し 犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病は、人間が発病すれば死亡率の高い病気です。

この病気を防ぐ為、犬は登録して狂犬病の予防注射を毎年一回受けなければなりません。

下記の日程で登録と注射を行いますので、犬を飼っている方は必ず受けてください。

## 記

実施日	実施時間	場 所
4月23日(日)	9:00 ~ 9:15	落合橋前
	9:20 ~ 9:35	青木・松原園前
	9:40 ~ 9:55	総合センター前
	10:05 ~ 10:15	田出荷組合前
	10:20 ~ 10:30	栖原農協前
	10:35 ~ 10:45	吉川公民館前
4月26日(水)	10:50 ~ 11:00	図書館前
	9:00 ~ 9:15	落合橋前
	9:20 ~ 9:30	平野・大谷英夫氏前
	9:35 ~ 9:45	青木・松原園前
	9:50 ~ 10:00	県営青木団地前
	10:05 ~ 10:15	根来医院前
	10:20 ~ 10:35	満願寺前
	10:40 ~ 10:50	福蔵寺前
	10:55 ~ 11:10	北の町憩の家
	11:15 ~ 11:25	港口・タリ前
	11:30 ~ 11:40	総合センター前
	13:00 ~ 13:10	田出荷組合前
	13:15 ~ 13:25	田里共撰前
	13:30 ~ 13:40	栖原農協前
13:45 ~ 13:55	吉川公民館前	
14:00 ~ 14:10	湯浅スポーツセンター前	
14:15 ~ 14:25	図書館前	

※上記実施時間については多少前後することがございます。

犬の登録と予防注射に対するお問合せは、役場住民環境課 環境係 (8番窓口) まで (☎64-1102)

注射と同時に登録されていない犬の登録をすることができます。  
(犬の登録は生涯一回となっています。)

犬の散歩はマナーを守り、散歩中のフンは飼い主が責任をもって必ず後始末をしてください。  
また、犬による危害を防止するため、放し飼いはしないでください。

## 料 金

◎ 登録費用	一頭につき	3,000円
◎ 予防注射費用	一頭につき	3,190円
内	注射料金	2,640円
訳	注射済票料金	550円

### \* 集合注射に来られる飼い主さんへの注意。

☆注射に来られるときは、咬傷等の事故を防ぐため犬を押さえられる方が連れてきてください。

☆犬は、健康体であることが前提です。

☆次の犬は、もよりの動物病院でご相談の上、注射を受けることをお勧めします。

- ①当日都合の悪い方
- ②慢性的病気を持っている犬
- ③興奮しやすい性格の犬
- ④老齢または生後間もない犬



# 年金だより

▶お問合せ先 和歌山西年金事務所 国民年金課  
☎073・447・1688

平成29年度の保険料額は「16,490円」(月額)に国民年金は前納でおトク

国民年金保険料の金額は、毎年見直され、平成29年4月からの保険料額は、「16,490円」となります。  
(前年度は16,260円)  
国民年金には前納割引制度があります。

【平成29年度における前納額】  
6ヶ月前納(4月～9月分、10月) 平成30年3月分  
3ヶ月前納(4月～9月分) 平成30年3月分  
1ヶ月前納(4月) 平成30年3月分  
・口座振替の場合 193,730円  
(毎月納めるより4,150円の割引)  
・現金納付の場合 98,140円  
(毎月納めるより800円の割引)  
(毎月納めるより3,510円の割引)

## 学生納付特例の申請について

前年度から継続して学生納付特例を希望する場合、4月以降に今年度分の申請が必要となります。日本年金機構からハガキ形式の申請書が送付されますので、必要事項を記入のうえ返送するようになさってください。この場合は、学生証等の添付は不要です。  
また、引き続き学生であるものの平成29年度からは保険料の納付を希望される場合は、ハガキの返送を行わず、年金事務所までご連絡ください。



なお、学生納付特例を希望するもの、日本年金機構からの申請書が送られていない方(学校が変わる場合、在学予定が延びた場合等)は、年金手帳と、在学証明書または学生証をお持ちになって、役場住民環境課国保年金係窓口にて申請してください。

## 届出をお忘れなく

国民年金に加入するときは届出が必要です。特に、お勤め先を退職し、厚生年金(共済組合)の被保険者でなくなったときや、配偶者の扶養を外れたときは、届出を忘れてしまいがちです。届出をにより、将来の年金受給に必要な納付済期間等が確保できなくなったり、万が一の障がいや死亡による障害年金や遺族年金の受給ができなかったりする場合がありますので、届出をしていただきますようお願いいたします。

●手続きの際の持ち物  
・年金手帳・認印  
・資格喪失日(認定解除日)がわかるもの(脱退証明書・離職票等)  
\*国民健康保険に同時加入する場合は、「脱退証明書」等(加)

●国民年金に加入しなければならぬ場合とは・・・  
国民年金は、20歳から60歳までの、日本に住む全ての人が加入しなければなりません。加入の種類は3つにわけられます。  
・第1号被保険者・・・自営業・学生・フリーターなど(第2号、第3号以外の人)  
・第2号被保険者・・・会社員・公務員など(厚生年金(共済組合)の加入者)  
・第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者  
役場で手続きをするのは、第1号被保険者の方です。国民年金に加入しなければならぬとは、第1号被保険者となる(第2号や第3号から変わる)場合のことです。